

令和6年度ムジークフェストなら企画・運營業務について、次のとおり公募型プロポーザルの提案者を募集しますので公告します。

令和5年12月13日

ムジークフェストなら実行委員会 会長 山下 真

## 1 事業の内容

(1) 業務名 令和6年度ムジークフェストなら企画・運營業務

(2) 業務の目的（音楽祭の開催目的）

本業務では、奈良を“クリエイティブ・アーティストが集まる場”にすることを旨として、甲が令和6年度に実施する以下の2つの事業について企画・運営を行う。

「ムジークフェストなら2024」は、奈良県内のさまざまな会場で、クラシックをはじめとした上質な音楽によるコンサートを開催することで、奈良で文化・芸術に触れる機会を提供することを目的とする事業である。本業務では、公演の企画、全体管理等を通じて、「ムジークフェストなら2024」の各公演を円滑に開催することを目的とする。

「ムジーク・サポート～Nara for Culture～」は、奈良が「若者等が創作活動に挑戦し成長できる土地」になることを目指し、クリエイティブな音楽活動を支援する事業である。本業務では、音楽関係者、企業等による交流の促進や、練習場所の提供などを通して、音楽演奏家の活動を支援することを目的とする。

(3) 業務の内容

「ムジークフェストなら2024」及び「ムジーク・サポート～Nara for Culture～」の企画・運営

※詳細は別途配布する「委託業務仕様書」による。

(4) 委託料上限額

29,100千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を限度とする。

※当実行委員会に対する奈良県負担金に係る奈良県予算が議決されなかった場合は、本業務の手続きについて停止等の措置を行う場合がある。その場合、当実行委員会は手続きの停止等によって生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

(5) 委託期間

契約締結の日から6年12月31日（火）

(6) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

ムジークフェストなら実行委員会事務局（奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課内）

住所 〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁4階

電話 0742-27-8917

## 2 提案資格等

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 令和 4 年 12 月 9 日（金）から本件業務の企画提案書等の提出の日までのいずれの日においても、奈良県物品購入等の契約にかかる入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申し立て、または破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者ではないこと。
- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (7) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと。
- (8) 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある法人等でないこと。
- (9) 上記（7）及び（8）並びにそれらの構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人等でないこと。
- (10) 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の利益となる活動を行う法人等でないこと。
- (11) 役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を継続的に有している法人等でないこと。
- (12) 企画提案書提出時点において、奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目：「Q 5（広告・イベント業務）」登録をしている者であること。
- (13) 同種又は類似の業務を 2018 年 4 月 1 日以降に受託し、履行した実績を有すること。
  - ・同種業務：地方公共団体等が主催する芸術文化に関するイベントの開催業務
  - ・類似業務：地方公共団体等が主催する芸術文化以外に関するイベントの開催業務

※共同企業体（JV）による参加の場合は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- a) 共同企業体の全ての構成企業が上記(1)から(11)の条件を満たしていること。
- b) 共同企業体のうちいずれかの構成企業が上記(12)及び(13)のいずれの条件を満たしていること。

### 3 失格事項

参加者が次のいずれかに該当するときは失格とする。

- (1) 2の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書及び添付資料（以下、「企画提案書等」という。）を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が、様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- (5) 企画提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) その他、不正な行為があったとき。

### 4 公募手続の日程

手続等	期間・期日・期限	場所、提出方法
委託業務仕様書の交付	令和6年1月5日（金）まで	ムジークフェストなら実行委員会事務局 （奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課内） 奈良県文化振興課ホームページに掲載又は上記課で交付
提案書に関する質問の受付期間 （様式2）	令和5年12月28日（木）12時まで	ムジークフェストなら実行委員会事務局 （奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課内） TEL：0742-27-8917 電子メール：bunka-naraken@mahoroba.ne.jp ※電子メールにて受付。 ※電話にて送付した旨を連絡すること。
参加意向申出書等の受付 （様式1）	令和6年1月11日（木）17時まで	ムジークフェストなら実行委員会事務局 （奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課内） 〒630-8501 奈良市登大路町 30 TEL：0742-27-8917 ※持参、郵送または電子メールにて受付 ※郵送、電子メールの場合は、電話にて送付した旨を連絡すること
参加資格有無の通知	令和6年1月12日（金）（予定）	
提案書提出期限	令和6年1月16日（火）17時まで	ムジークフェストなら実行委員会事務局 （奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課内） 〒630-8501 奈良市登大路町 30 TEL：0742-27-8917 ※持参または郵送 ※提案書の提出を郵送する場合は書留郵便に限る。 ※郵送の場合は、電話にて送付した旨を連絡すること

プレゼンテーション審査	令和6年1月19日（金）	時間詳細は、後日、対象者に対し連絡予定
選定または非選定の通知	令和6年1月22日（月）（予定）	

上記の期間は、土曜、日曜及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する土・日・祝日、ならびに12月29日から1月3日を除く9時から17時までとする。

## 5 契約相手方の選定について

### （1）選定について

企画提案書等は「ムジークフェストなら2023 企画・運營業務受託者選定審査会（以下「選定審査会」という。）」において、『令和6年度ムジークフェストなら企画・運營業務企画提案書評価基準』に基づき審査を行い、各選定審査会委員の評価の合計点を集計したものを提案者の総得点とする。総得点が満点の6割以上のうえ、最も評価の高い提案者で、かつ、選定審査会の合議により認められた者を契約の相手方として選定する。

※総得点が同点であった場合の措置について

- ① 当該同点者の順位は、合計点で1位の評価をした選定審査会委員の人数により決定する。
- ② ①が同数の場合は、選定審査会会長の合計点により当該同点者の順位を決定する。
- ③ ②が同数の場合は、選定審査会会長が当該同点者の順位を決定する。

提案者が1者の場合は、全ての審査項目について各委員の評価の合計点が満点の6割以上の場合には当該提案者を選定する。

### （2）通知について

企画提案書等を提出した者には、選定または非選定の通知をする（令和6年1月22日（月）（予定））。

### （3）非選定理由の説明申請について

非選定の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日（奈良県の休日を除く）以内にその理由の説明を書面により求めることができる。

### （4）辞退について

参加意向申出書の提出後、企画提案書等の提出を辞退する場合は、令和6年1月16日（火）17時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

## 6 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

なお、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

- ・書類の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- ・本公募型プロポーザルは、提案書等を評価し、業務を委託する上で最も適した「受託

者」を選ぶものであり、「企画提案そのもの」を選ぶものではない。業務内容については、契約後改めて実行委員会事務局との協議のもと進めるものとする。

- 5（1）により相手方と選定した者と契約を締結する。ただし、契約締結までの間に、奈良県の競争入札参加資格の制限または入札参加資格停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- 本公告・委託業務仕様書により得た情報は、企画提案書等の作成以外の目的には使用できない。